

資料2

# 平成28年度宮崎支部上期 事業実施結果報告について

---

平成28年10月24日

 全国健康保険協会 宮崎支部

協会けんぽ



<企画総務グループ>

支部事業計画		事業実施状況			達成状況
保険運営の企画	目標数値	項目	実施時期	平成28年4月～平成28年9月	9月末時点
ジェネリック医薬品の更なる使用促進	使用割合 年間目標 (数量ベース) 74.1%	・広報誌への掲載 ・各研修会においての使用促進の訴え ・ジェネリック医薬品軽減額通知の実施	平成28年5月 平成28年8月	・支部広報誌の平成28年5月号に使用促進について記事掲載。 ・支部広報誌の平成28年8月号に8月実施の軽減額通知事業について掲載。 ・平成28年6月に県内7会場で行われた加入事業所新任事務担当者研修会において使用促進を説明し、ジェネリック医薬品希望シールを配布。 ・平成28年8月中旬、ジェネリック医薬品軽減額通知書送付。宮崎は29,535件送付(全国約307万件)	【使用割合】 宮崎支部 70.1% (平成28年5月診療分)  全国平均 67.1% (平成28年5月診療分)
		・新規適用事業所に送付	平成28年4月～9月	・上期において、新規適用事業所516事業所に対しジェネリック医薬品希望シール送付。	
		・ジェネリック安心使用促進協議会参加 ・使用状況等の情報提供	平成28年7月	・7月「宮崎県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会」事務局である医療薬務課に対し使用状況等情報提供。 ・7/21ジェネリック医薬品安心使用促進協議会出席。宮崎支部他薬剤師会、他保険者、被保険者代表から今後の使用促進に向けた取り組み案などの発言により会議が行われた。企画総務部長出席。	
		・ジェネリック医薬品使用促進セミナー講演 ・薬剤師会との連携強化	平成28年8月 平成28年9月	・平成28年11月～12月にかけ健康保険委員研修会の一環としてジェネリック医薬品使用促進ためのセミナー開催日程を決定。宮崎市、延岡市、都城市3会場において実施することになった。 ・健康保険委員へのチラシ作製を行った。 ・主催を協会けんぽ宮崎支部、後援を宮崎県薬剤師会よりいただくことになった。	
残薬削減に向けた通知事業	・文書送付予定件数1000件 (レセプト抽出件数により変動あり500件を下回る) ・アンケート回収率30%	・高脂血症用剤・糖尿病用剤など慢性疾患の対象薬剤を内服中の方で残薬の可能性のある方のレセプトを抽出 ・適正服用に関するリーフレット・残薬に関するアンケートを送付 ・アンケート集計 ・残薬状況実態把握 ・分析したデータに基づく意見発信	平成28年4月～ 平成28年9月	・3月より残薬の可能性のある方のレセプトについて確認。 ・5月2日に通知を行った。 ・通知対象の拡大を検討し、拡大を行った。 ・5月に通知を行いました、未提出者について文書の再送付を行った。	・3月～4月レセプト 1,835件を確認し148件 を5月に通知を行った。 ・アンケートを29名から 回答得た ・通知の拡大を行い 153件を新たに通知。 ・初回アンケート未提出者115名に再度通知。
自治体等との事業連携	県内経済団体との 協定締結	県内経済3団体との「企業の健康づくり推進に向けた相互連携に関する協定」を下期に締結を行う。	平成28年9月	・宮崎県内経済3団体との「企業の健康づくり推進に向けた相互連携に関する協定」締結に向け、協定書(案)の作成を行い、宮崎商工会議所連合会様においては8/2の会議の場において認定制度の説明及び協定締結への協力依頼を行った。9月の同会の会議において協定締結について了承を得、締結式の日程調整を9月から行った。	・10月または11月の日程で協定締結を行う。
健康宣言優良事業所認定制度	健康経営に取り組む 事業所の増加	健康経営セミナーの実施	平成28年7月	・宮崎県商工会議所連合会、宮崎県商工会連合会、宮崎県中小企業団体中央会、宮崎県経営者協会、宮崎県社会保険委員会連合会、宮崎、延岡、都城、高鍋地区社会保険委員会、県内金融機関、日本年金機構県内4事務所、宮崎県社会保険協会のご協力を得てセミナー開催案内の周知広報を行った。 ・支部広報誌6月号にて周知広報を行った。 ・健康経営についての周知及び普及推進、「健康宣言優良事業所認定制度」の周知及び「健康経営」に取り組む健康宣言事業所の募集、拡大、行政機関、経済関係団体との連携強化を目的に平成28年7月27日に実施。 【セミナー内容】 ①九州経済産業局「健康寿命延伸社会の実現」 ②健康経営研究会副理事長「健康経営」 ③株式会社興電舎「我が社の心と身体の健康づくり」 ④協会けんぽ宮崎支部「健康宣言優良事業所認定制度について」	共催として九州ヘルスケア 産業推進協議会、宮 崎県商工会議所連合 会、宮崎県商工会連 合会、宮崎県中小企 業団体中央会、後援を 宮崎県よりいただき 7/27(水)13:30～16: 00 KITENビル8階コン ベンションホールにて 実施。160名の参加を いただき盛況のうちに 終了。
		健康宣言事業所(健康経営に取り組む事業所)の拡大	平成28年4月～	・健康宣言を行い健康経営に取り組む事業所について、セミナーを通じて拡大を行った。 ・支部広報誌6月号、9月号に掲載し募集。 ・9月より訪問、電話によりセミナー参加事業所を中心に電話及び訪問による拡大を行った。	9月末時点 ・10件訪問、8件電話による説明を行った。 ・3件の宣言を受付。 ・10月以降訪問、電話を職員により行い、拡大していく(10月2件宣言書受付済)健康経営に取り組んでいただき 2月に認定証を経済団体との連名にて交付する。

<保健グループ>

支部事業計画			事業実施状況		達成状況
保険運営の企画	目標数値	項目	実施時期	平成28年4月～平成28年9月	9月末時点
上位目標	下位目標 (評価指標)	具体的な実施内容			
【データヘルス計画】血圧リスク（収縮期130以上、拡張期85以上の割合を4割以下に減らす）	「特定健診」 健診を受ける人が増え、自分の血圧を知り、高血圧予防への必要性を知る人が増える  「被扶養者」 特定健康診査受診率 対象者数40,589人 (目標)10,000人(24.6%)	「被保険者」 (健診受診率) 対象者数139,455人 (目標)95,608人(68.6%)  事業者健診取得率 8,000人(5.7%)  「被扶養者特定健診」 ・市町村国保集団健診と同時実施 ・協会主催の集団健診と市町村のがん検診の同時実施 ・集団健診に併せたオプショナル健診の実施 ・新規取得者への受診券送付	通年	○健診 ・全事業所(約17000)に対し健診受診対象者名簿と健診案内を送付し、健診周知の実施 ・健診機関を活用した未受診勧奨と事業者健診からの振替促進 ・新規適用事業所に対し、健診案内を送付 ・健診機関拡大に向け、1機関と調整中 ・任意継続新規取得者への健診案内送付  ○事業者健診データ取得 ・30人以上で生活習慣病予防健診未利用事業所(185社)に勧奨し、150事業所の同意書取得 ・労働局との連名によるパンフレット作成し、年度初めの健診案内に同封 ・紙媒体で取得したデータの入力業務委託(8月契約) ・健診機関と契約し(25機関)勧奨からデータ提供までを委託 ・社会保険労務士と連携した事業者健診提供依頼(下期契約予定) ・健診機関以外の民間業者による、勧奨からデータ提供までの委託契約(下期)  ○被扶養者特定健診 ・市町村国保との同時実施(椎葉・諸塙・西米良・日之影・木城・高千穂) ・協会主催の集団健診と自治体がん検診の同時実施(宮崎・国富・綾・延岡・高鍋・小林) ・協会主催集団健診にオプショナル健診(骨密度)の付加サービス ・新規取得者への受診券送付	* 数値は9月末時点 <生活習慣病予防健診> 受診者数 26,993人 受診率 19.4%
	「特定保健指導」 特定保健指導を受ける人が増え、高血圧予防への具体的な行動を起こすことができる  「被扶養者」 実施対象者(700人) (目標)40人 5.7%	「被保険者」 支部直営及び委託 実施対象者(19,301人) (目標)5,790. 30.0%  「被扶養者」 実施対象者(700人) (目標)40人 5.7%	通年	○被保険者 支部直営 ・特定保健指導における血液検査を17機関と契約し対象者へ案内送付(約30名から申込有) ・直営による特定保健指導を14名で実施(5月から1名採用追加)  ○被保険者 外部委託 ・9機関で実施中。外部委託機関の更なる拡大を目指し、健診機関へアンケート実施し、前向きに検討している3機関と調整中  ○被扶養者 特定保健指導 ・特定保健指導該当者への利用券発券(毎月) ・集団健診と連携した特定保健指導の実施(下期予定)	<被保険者支部直営> 初回面談 2,687人 半年評価 1,422人  <被保険者外部委託> 初回面談 295人 半年評価 166人 <被扶養者> 利用券発券 265件
	「事業所とのコラボヘルス」健康宣言から始まる健康経営を事業所で行い、高血圧予防への取り組みを行う事業所が増える	健康宣言事業所(健康経営に取り組む事業所)の増加		・幹部職員等による事業所訪問と勧奨 ・健康経営セミナーの開催 7月27日(KITENビル)にて開催し、94社、150名以上の参加があり、健康宣言優良事業所認定について説明 ・セミナー参加事業所に対し、健康宣言の勧奨を実施	9月末までの宣言社数 3事業所
	「未治療者対策」血圧・血糖・CKDで受診の必要な人が、治療開始し、重症化を予防する人が増える	受診者数	通年	・二次勧奨者のうち支部に回答書で返答し、「今後受診の予定なし」と答えた者に対し電話による勧奨を実施  ・宮崎市、延岡市在住者のCKD対象者への受診勧奨送付事業は、システムの移行に伴い、対象者の抽方法等について見直しが必要であるため、実施方法について検討中	4月～9月までの 一次勧奨 1422件 二次勧奨 392件 電話による二次勧奨 5件

<レセプトグループ>

支部事業計画			事業実施状況		達成状況	
健康保険給付等	目標数値	項目	実施時期	平成28年4月～平成28年9月	9月末時点	
○協会システムを活用した効果的なレセプト点検の徹底	(内容点検) 診療内容等査定効果額 (加入者1人当たり) 135.78円	(内容点検) ・行動計画に基づき施策を実施。  ・施策の実施状況、結果、達成状況を確認し効果向上に向けた改善策を検討。	毎月  7月	(内容点検) ○自動点検(※1)から開始する点検スケジュールを実施 ○高点数査定事例重視の点検を実施 ○自動点検マスタメンテナンス検討、実施 ○点検員スキルアップのための勉強会を実施  ○平成28年度診療報酬改定勉強会を実施	(内容点検) ●加入者1人当たり診療内容等査定効果額 平成28年度 82円 平成27年度 70円  ●診療内容等査定金額 平成28年度 32,279,420円 平成27年度 27,462,320円  ●再審査請求件数 平成28年度 18,807件 平成27年度 10,481件	
○資格・外傷・内容点検の実施	診療内容等査定金額 54,221,369円	再審査請求件数 30,500件	毎月	○医科・支払基金との協議を実施 (7月を除く) ○歯科・支払基金との協議を実施 (8月を除く)		
○支払基金との協議を実施	(資格点検) 診療内容査定効果額 (加入者1人当たり) 1,271円以上	(資格点検) 資格喪失後受診等の疑いあるレセプトについて、医療機関照会を実施、再審査請求または加入者へ返還措置を実施。	毎月	(資格点検) ○資格喪失後受診が疑われるレセプトに対し、医療機関へ保険証確認状況、レセプト返戻可否について医療機関照会を実施  ○資格喪失後受診、記号番号誤り等レセプトに対し、支払基金へ再審査請求を行い医療機関へ返戻を実施  ○医療機関照会により資格喪失後受診と判明し、レセプトを返戻しなかったものに対し、本人へ返還請求を決定	(資格点検) ●加入者1人当たり資格点検効果額 平成28年度 725円 平成27年度 602円	
(外傷点検)	診療内容査定効果額 (加入者1人当たり) 196円以上	(外傷点検) ・外傷レセプトについて負傷原因照会、傷病届照会を実施。  ・外傷レセプトについて負傷原因照会、傷病届照会を実施。第三者行為、業務上・通勤災害疑いに対し調査を行い、求償、再審査請求または加入者へ返還措置を実施。	毎月  毎月	(外傷点検) ○外傷性の傷病名記載のレセプトに対し、受診者へ負傷原因照会を実施  ○第三者行為による表記のあるレセプトに対し、受診者へ傷病届を送付  ○負傷原因照会回答および傷病届等により、業務上または通勤災害による負傷での保険証使用と判明したものに対し、医療機関へ、レセプト返戻または加入者へ返還請求を実施  ○第三者行為による事故等に対し、損害保険会社および加害者へ求償を実施	(外傷点検) ●加入者1人当たり外傷点検効果額 平成28年度 163円 平成27年度 109円	

●内容点検 … レセプトについて診療内容に関する点検を行い、点検の結果、疑義のあるものについては再審査請求を行う。

●資格点検 … 医療機関より請求されたレセプトが、受給資格を有しているレセプトかどうかの点検。レセプトの基本情報(健康保険被保険者証の記号番号、診療月等)と、加入者記録を突合し、疑義があれば、医療機関照会を実施。資格期間外のレセプトについては、医療機関へ返戻または、本人へ返納金として請求。

●外傷点検 … 第三者行為等による事故、業務上及び通勤災害の診療によるレセプトかどうかの点検。レセプトに記載されている傷病名から事故等が原因ではないかと疑われる受診者を特定し、負傷原因について照会を実施  
・業務上・通勤災害によるものと判明 ⇒ 医療機関へ返戻または、本人へ返納金として請求。  
・第三者行為等によるものと判明 ⇒ 求償を実施。

◆レセプト点検効果額…(査定及び返戻額 + 収納金額及び求償額) ÷ 加入者数

- ・資格点検効果額…医療機関が適正に請求されれば査定されないため、効果額は参考値とする。
- ・外傷点検効果額…事故の件数、医療費等によるため、効果額は参考値とする。

※1 システム機能を活用した点検。自動点検マスターにルールを登録し、点検対象の疑義レセプトを抽出して行う点検。

<業務グループ>

支部事業計画			実施時期	事業実施状況 平成28年4月～平成28年9月	達成状況 9月末時点
健康保険給付等	目標数値	項目			
傷病手当金・出産手当金の審査強化	立入検査 年間25件	資格取得日や標準報酬月額に疑義のある申請に対しては、日本年金機構と連携を取り事業所調査を実施のうえ保険給付の適正化に努める。	随時	事業所の役員に係る支給済みの傷病手当金や負傷原因で業務上の疑いがある案件について、立入検査の九州厚生局認可を7件取得済み。	認可取得7件、立入検査は10月以降に実施
積極的な債権管理回収業務の推進	法的対応 年間40件以上	悪質な債務者等については、計画的に訴訟等の法的手続きを実施し債権回収に努める。	随時	最終催告状を4月7件、5月18件、6月8件、7月13件、8月15件、9月17件、計78件送付。法的手続きを(支払督促)は5月7件、6月11件、7月2件、8月9件、9月8件、計37件実施。債権差し押さえは6月に2件、8月に1件、計3件実施。	法的対応:37件 (前年度年間:40件)
サービススタンダードの遵守	給付金の10日以内の支払い	傷病手当金等の給付金を申請書の受付から振り込みまで10営業日以内で実施する。	通年	傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金、埋葬料の給付金について、申請書の受付から振り込み日までの期間をサービススタンダードとして定め、進捗管理を徹底し10営業日以内での支払いを100%達成。	100%達成
高額療養費制度の周知		あらかじめ申請内容を印字した高額療養費支給申請書を送付(ターンアラウンド)し、支給申請手続きを勧奨する。	毎月	高額療養費の未申請者に対して、平成28年4月から平成28年9月に計2,164件の高額療養費支給申請書を送付(ターンアラウンド)し、支給申請手続きの勧奨を実施。	2,164件 (H27年度年間2,773件)